

**平成29年4月から、従業員数が500人以下の会社で働く方も、  
労使で合意がなされれば、社会保険に加入することができるようになりました！**

以下の（１）～（５）の要件を全て満たす短時間労働者の方が対象です。  
お手もとに雇用契約書や労働条件通知書、給与明細書などをご用意の上、ご確認ください。

**（１） 1週間あたりの決まった労働時間が20時間以上であること**

▶労働時間の中に残業時間は含めません。あらかじめ働くことが決まっている労働時間（所定労働時間）  
をご確認ください。

**（２） 1ヶ月あたりの決まった賃金が88,000円以上であること**

▶賃金の中に賞与、残業代、通勤手当などは含めません。あらかじめ決まっている賃金（所定内賃金）をご確  
認ください。契約書等で不明な場合は、例えば「時間給×週の所定労働時間×52週÷12か月」で計算します。

**（３） 雇用期間の見込みが1年以上であること**

▶雇用期間が1年未満である場合であっても、就業規則や雇用契約書等の書面においてその契約が更新される場  
合がある旨が明示されている場合などを含みます。

**（４） 学生でないこと**

▶ただし、夜間、通信、定時制の学生の方は対象となります。

**（５） 以下のいずれかに該当すること**

- ① 従業員数が501人以上の会社（特定適用事業所※）で働いている
- ② 従業員数が500人以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて  
**労使で合意がなされている（平成29年4月から）**

（※）正社員の方など、すでに社会保険の対象となっている従業員の数で数えます。当てはまるか不明の場合は、  
日本年金機構ホームページの「適用事業所検索システム」 ([https://www.nenkin.go.jp/do/search\\_section/](https://www.nenkin.go.jp/do/search_section/))  
でご確認ください。